

武田の杜全体構想策定支援業務委託（明許）に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年10月16日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 業務の名称

武田の杜全体構想策定支援業務委託（明許）

2 業務の概要

武田の杜価値向上検討会議の運営支援及び武田の杜全体構想の策定

3 業務の仕様等

契約書（案）及び武田の杜全体構想策定支援業務委託仕様書のとおり

4 契約期間

契約の締結日から令和7年5月30日（金）まで

二 一般競争入札の参加資格

次の1から4までの要件を全て満たし、5又は6のどちらかの要件を満たす者であること。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

2 この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

3 公告の日以降に、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成19年4月1日施行）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種の「調査・研究」に登録されている者であること。
- 6 山梨県における建設コンサルタント業務の競争入札参加資格（都市計画及び地方計画部門）の認定を既に受けている者のうち、令和6年度において有資格者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

山梨県林政部県有林課森林利用担当 電話 055-223-1656

- 2 入札説明書等の交付方法

この公告の日から令和6年10月22日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで三の1の場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の（1）の場所に電話連絡すること。

直接交付以外の方法による交付を希望する場合は、令和6年10月22日（火）午前10時までに三の（1）の場所に電話連絡すること。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和6年10月22日（火）午後5時までに必着で三の1の場所に持参または郵送（書留郵便に限る）で提出する。持参の場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出する。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

令和6年10月28日（月）午後4時

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階 共用会議室

- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 入札保証金

免除（規則第108条の2第2号の規定による）

2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

3 違約金の有無

有

4 最低制限価格

無

5 契約書作成の要否

要

6 前払金の有無

有

7 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。詳細は入札説明書による。